

余裕期間を設定する工事の取扱いについて

平成28年6月実施

交通局財務課

施設課

1 目的

仙台市交通局が発注する工事において、計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的とし、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式を導入します。

2 余裕期間の設定

発注者が計画的な工事発注や円滑な工事施工体制の整備を図る必要があると判断した場合、実工期の始期を指定（以下、「着手指定日」という。）し、余裕期間を設けた工事請負契約を締結することができるものとします。なお、余裕期間を設け、着手指定日を明示した場合、入札公告等における配置技術者の要件については、次のとおり取扱うものとします。

【通常】 契約日の前日までに当該他の工事が完了できる者であること。

【取扱】 指定条件を満たす場合には、着手指定日において他の工事現場に配置技術者として配置されていないこと。

3 対象となる工事（指定条件）

余裕期間を設け着手指定日が特記仕様書等に明示されている工事であること。

4 適用年月日

平成28年6月1日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行う工事

5 用語の定義

- （1）全体工期：余裕期間と実工期の合計で、契約上の始期と終期を示す期間のこと。
- （2）余裕期間：労働者の確保や資機材の調達準備（現場搬入は不可）を行う期間のこと。
- （3）実工期：実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む。

6 余裕期間の範囲

- （1）余裕期間は、実工期の30%かつ4ヶ月を超えない範囲とします。
- （2）当初契約締結後、受発注者協議（受発注者双方の理由による場合）により、着手指定日を変更し早めることができるものとします。なお、着手指定日を早める場合は、専任を要する技術者が他の工事の技術者と重複することのないよう、建設業法を遵守して下さい。
- （3）当初契約締結後、受発注者協議（発注者の理由による場合で受注者の理由は不可）により、着手指定日を変更し遅らせることができるものとします。なお、着手指定日を遅らせる場合も、変更後の余裕期間は実工期の30%かつ4ヶ月を超えない範囲とします。

7 積算関係の取扱い

営繕工事の共通費などの算定にあたっては、実工期を基本に算出するものとし、余裕期間の割増し等は行わないものとします。

8 契約関係の取扱い

- (1) 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置は不要とします。
- (2) 工事請負契約書、その他契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、全体工期とします。
- (3) 工事实績情報サービス（CORINS）は、実工期にて登録するものとし、着手指定日（変更後の着手指定日含む。）後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとします。
- (4) 工事請負契約書第3条の規定に基づく、着手届及び工程表（請負代金内訳書は除く。）の提出及び第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知は、着手指定日に提出又は通知するものとします。なお、工程表は余裕期間も含めた全体工期を記載するものとします。
- (5) 工事請負契約書第4条の規定に基づく、契約保証の期間は全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期までを対象とするものとします。
- (6) 工事請負契約書第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、着手指定日の前日まで、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとします。

9 本取扱い8. (4)に規定する様式の取扱い

本取扱い8. (4)に従い事務処理を行う場合、「請負代金内訳書」と「着手届及び工程表」の提出時期が異なるため、別添の提出様式を使用するものとします。

【お問い合わせ先】

交通局財務課契約管財係 電話 022-712-8314

交通局施設課計画係 電話 022-244-9441